

泉佐野市塾代等助成事業参画事業者募集要項

泉佐野市

子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、又、不登校の児童生徒の学びの場の確保のため、一定の所得要件を設け、市内在住の小学5年生から中学3年生を対象に学習塾、文化・スポーツ教室等やフリースクールの学校外教育サービスに係る費用を助成する「泉佐野市塾代等助成事業」を実施します。

つきましては、本事業に参画いただく学校外教育サービス提供事業者（以下「参画事業者」という。）の登録を受け付けます。数多くの事業者様が登録いただくことで、本事業の目的を果たすことができると考えておりますので、積極的な参画をお願いします。

1 本事業の概要

■給付の対象者とその要件

- (1) 泉佐野市内に住民登録のある小学5年生から中学3年生までの児童・生徒と生計を一にし、泉佐野市に住民登録のある親権を行う者
- (2) 小学5年生から中学3年生までの子どもと生計を一にする者全員の当該年度の所得（ただし、4月から9月までの給付分は前年度の所得）の合計が、同年4月1日現在の生活保護基準の2.22倍以下である者

■給付の方法

- (1) 参画事業者が、上記給付対象者のうち申請し承認された者（以下「利用者」という。）の支払い記録を確認し、運営事業者に報告を行い、泉佐野市が利用確認できた利用者へ口座振替により直接給付を行う。

2 参画事業者の登録申請

泉佐野市塾代等助成事業に参画するには、泉佐野市塾代等助成参画事業者（以下、「参画事業者」という。）の登録申請手続きが必要です。

■登録の条件

次のすべてを満たしていることを登録の条件とします。

- (1) 本事業の趣旨・目的に賛同し、小・中学生の学力向上並びに心とからだの健全な発達に寄与する良質な学校外教育サービスを提供し、子どもを育成する取組みの一翼を担う意思と意欲を持った事業者であること
- (2) 泉佐野市塾代等助成事業の不正利用の防止はもとより、本事業の適正な運営を担うとともに当該サービスの利用に際しての利用者の安全・安心及び健全な育成に相応しい環境を確保すること
(例) 学校外教育サービスを提供する場所が、児童・生徒だけの夜間の立ち入りが制限されているような施設（カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェ等）でないこと
- (3) ①～③のいずれかの条件を満たす事業者であること
 - ①教室型の場合
 - ・特定の事業所に児童・生徒を集め、集団または個別で指導を行う事業者であること

(例) 学習塾、文化教室、スポーツ教室、フリースクール等

②訪問型の場合

- ・登録または雇用した教師等を派遣し、児童・生徒の自宅等に訪問して指導を行う事業者であること（個人が自ら開業し児童・生徒と直接契約する形態及び教師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は含まない）

(例) 家庭教師、出稽古等

③ネット型の場合

- ・特定の事業所に児童・生徒を集めずに、インターネット接続を用いて指導を行う法人事業者であること（教師等を紹介し個人契約を斡旋する形態は含まない）
- ・個人の専用ID、パスワード等をもってサービス利用記録等を管理できること

(例) オンライン学習塾、オンライン家庭教師等

※ネット型の参画には、別途確認や調整等が必要となりますので、申請をお考えの際は事前に運営事務局までお問い合わせください。

- (4) 教室型及び訪問型の事業者においては、泉佐野市内に教室または事業所を有し、ネット型の事業者においては、泉佐野市内に事業所を有し、かつ、法人であること
- (5) 小・中学生を対象とする学校外教育サービスを有償で提供する民間の事業者（法人、任意団体、個人事業主）であること
- (6) 参画事業者登録以降も一定期間継続して学校外教育サービスの提供が見込まれる事業者であること
- (7) 提供する学校外教育サービスが、次のいずれかに該当すること（ただし、教材を販売するのみの通信教育サービスは含まない）

①集団または個別に補習、進学指導等の学習指導を行うプログラム

②文化活動またはスポーツ活動の訓練、練習、稽古、その他指導を行うプログラムで、小学校・中学校の学習指導要領で取り扱われている種目・分野に関するもの及びそれに準じると泉佐野市が認めるもの※

※②文化・スポーツの種目について

(例) 文化：音楽、美術、書写、調理、手芸、工作、そろばん、パソコンなど
スポーツ：器械運動、陸上競技、水泳、球技、武道、ダンスなど

③フリースクールで行う学習活動等のプログラム

- (8) 学校外教育サービスを提供する対象者を、親族等の特定の個人に限定していないこと
- (9) サービスの対価として徴収する費用が、回数や時間数などの単位で明瞭に設定され、それが明示されていること
- (10) 学校外教育サービスの提供にあたって国や地方自治体等の補助金等により実施する事業者でないこと（ただし、本市により実施している課外学習教室である場合を除く）。なお、本事業への参画により何らかの影響が生じた場合でも、泉佐野市は一切の責任を負わないものとする。
- (11) 次の書類等の管理が適切に行われていること
 - ①教室型 名簿、出席・指導記録等の記録が整備され、児童・生徒の出欠、参加、指導履歴等の管理が適切に行われていること
 - ②訪問型 名簿、指導記録等の記録が整備され、児童・生徒の指導履歴等の管理、事業者と教師等が締結する契約書等の管理が適切に行われていること
 - ③ネット型 児童・生徒の情報が整備され、児童・生徒の学習記録、サービス利用記録等の管理が適切に行われていること
- (12) 代表者が明確であり、事業遂行能力が見込まれる事業者であること

- (13) 個人情報の保護について万全を期していること
- (14) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (15) 政治活動（特定の政治思想を支持または反対するために行われる活動及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推薦、支持または反対する活動）または宗教活動（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する活動）を主たる目的としていないこと
- (16) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者並びにこれらに準じる者が事業者の中にいないこと
- (17) 公序良俗に反する活動をしていないこと
- (18) 泉佐野市塾代等助成事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）及び本募集要項並びに関係法令を遵守すること

■登録申請書類

- ・同一事業者で複数の教室を登録する場合や、複数の形態（教室型、訪問型、ネット型）のサービスを登録する場合は、それぞれ登録申請してください。ただし、追加登録の場合は、①、②以外は申請不要です。

法 人	①泉佐野市塾代等助成事業参画事業者登録申請書（WEB申請） ②参画事業者登録申請補足書類（月会費などがわかるチラシやパンフレットなど /写し可） ③法人の登記簿謄本または登記事項証明書（写し可） 【発行後3ヶ月以内のもの】
-----	---

任意団体	①泉佐野市塾代等助成事業参画事業者登録申請書（WEB申請） ②参画事業者登録申請補足書類（月会費などがわかるチラシやパンフレットなど /写し可） ③団体の規約等 ④役員名簿 ⑤次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ・直近の法人税納税証明書（その2）ただし、事業開始後1事業年度未満等の理由で、法人税納税証明書（その2）の提出が困難な場合は、収益事業開始届出書を所轄税務署提出したことがわかるもの ・1年間の収入・支出をまとめた収支計算書などの写し（代表者の認印のあるもの）
------	--

個 人	①泉佐野市塾代等助成事業参画事業者登録申請書（WEB申請） ②参画事業者登録申請補足書類（月会費などがわかるチラシやパンフレットなど /写し可） ③直近の所得税確定申告書の写し（第一表と第二表（控）の写し） ※納税手続きをe-Taxで行っている場合：受付日時・受付番号が記載されているもの ただし、事業開始後1事業年度未満等の理由で、所得税確定申告書の写しの提出が困難な場合は、次の書類を提出。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業の開業・廃業等届出書を所轄税務署提出したことがわかるもの
-----	---

※申請書類に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合は、油性マジックで塗りつぶ

すなど、判別できないようにしたうえで申請してください。

※審査において、学校外教育サービスの内容や料金等の登録の条件を確認するために、パンフレット等の追加資料を求める場合や、HP等への掲載を依頼する場合があります。追加資料や掲載の依頼を求められた場合は速やかに対応してください。

■申請方法等

- ・登録申請を行う場合は、インターネットを利用して運営事業者が準備する専用の申請フォームから申し込んでください。
- ・申請に関する質問、相談は運営事業者で対応します。
- ・申請された内容を確認し、審査を行います。申請内容に不備、不足等がある場合、審査に時間を要することがあるため、十分に確認のうえ申請してください。

3 訪問等による 調査の実施

■登録申請時の調査

泉佐野市は、登録申請の受付後、登録申請内容等の確認のため、事業者が学校外教育サービスを提供する場所等を訪問するなど、必要な調査を行うことがあります。

■登録後の調査

泉佐野市は必要に応じて、参画事業者に対して、利用者の学校外教育サービスの利用の状況、参画事業者が利用者に提供している学校外教育サービスの内容の確認、また本事業の改善、効果の測定のため、参画事業者が学校外教育サービスを提供している場所等を訪問するなど、必要な調査を行うことがあります。

※本調査のため、泉佐野市は参画事業者に対して利用者の名簿、サービス申込書の控え、システムログなどの利用者のサービス利用記録（ネット型の場合）、本人確認実施の証跡（ネット型の場合）、その他資料の閲覧及び提出を求めることがあります。

※登録申請を行う事業者及び参画事業者は、本調査に協力しなければなりません。

4 参画事業者の登録

登録申請の内容を確認後、承認・不承認の決定を行い、書面により承認又は不承認の決定を通知するものとします。登録された参画事業者の情報は、利用者に周知する参画事業者リスト等に掲載します。

■登録を認めない場合

泉佐野市は、参画を希望する事業者が次のいずれかに該当する場合は、参画事業者としての登録を認めないことができるものとします。

- (1) 登録申請の内容に虚偽、その他不実の記載が認められたとき
- (2) 登録申請または申請時に添付された資料に記載漏れ、その他の不備が認められたとき
- (3) 実施要綱、本募集要項に違反したとき（過去に違反した場合を含む。）
- (4) 実施要綱、本募集要項に定める条件を満たさないとき
- (5) 本募集要項「3 訪問調査の実施」に規定する調査実施に際し、「2 参画事業者の登録申請 ■登録の条件」を満たすことが確認できない場合や登録申請を行う事業者及び参画事業者（その関係者を含む）による以下の行為が確認されたとき
 - ・脅迫的言動、暴力行為、他人の名誉・信用に対する毀損行為
 - ・偽計または威力を用いた業務妨害行為
 - ・何らかの不当要求行為

■登録事項の変更届出等

- ・登録事項を変更する場合は、事前に運営事業者が準備する専用の申請フォームから変更の届出をしてください。
- ・届出がなかったことにより、泉佐野市からの通知、送付書類その他が延着または不到着となっても、通常到着すべきときに参画事業者に到着したものとみなします。また、この場合において、泉佐野市からの通知、送付書類等の受領に関し、参画事業者と第三者との間で紛争が生じた場合、参画事業者は自らの責任において解決するものとし、泉佐野市の責によらずに延着、不到着の事態が生じた場合も同様とします。
- ・参画事業者としての登録を抹消する場合は、事前に運営事業者が準備する専用の申請フォームから参画事業者抹消の届出をしてください。

■その他

- ・参画事業者としての登録は、泉佐野市が当該参画事業者の提供する学校外教育サービスの内容、安全性その他品質を保証したものではなく、参画事業者は利用者等に対して、泉佐野市がそれらを保証したと誤認させるような方法で広告宣伝、取引の誘引を行うことはできません。

5 参画事業者の登録の取消

参画事業者が、次のいずれかの事由に該当するときは、泉佐野市は参画事業者に対し書面の通知により、直ちに参画事業者としての登録を取り消すことができるものとします。なお、これにより泉佐野市に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害を賠償しなければなりません。

- (1) 登録申請（申請時に添付した資料を含む）の記載事項または「4 参画事業者の登録」に示す登録事項の変更届出等で届出事項を偽って記載したことが判明したとき
- (2) 「2 参画事業者の登録申請」に定める登録の条件を満たさなくなったとき
- (3) 利用者及びその児童・生徒に対し、政治教育（特定の政治思想を支持または反対するために行われる教育及び特定の公職者もしくはその候補者または政党を推薦、支持または反対する教育）または宗教教育（宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成する教育）を行ったとき
- (4) 参画事業者の代表者もしくはその従業員等、その他参画事業者の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法その他の法令、条例等に違反したとき、または行政、司法当局より指導、勧告、指示、命令、処分等を受け、泉佐野市が登録の取消しが相当と判断したとき
- (5) 監督官庁から営業の停止または取消しの処分を受けたとき
- (6) 「4 参画事業者の登録」に反し、変更届等の必要な資料の申請を怠り、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該資料を申請しないとき
- (7) 「7 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止」に反し、参画事業者の地位を第三者に譲渡したとき
- (8) 利用者からの苦情、その他外部から得た情報等をもとに、泉佐野市が参画事業者として不相当と認めたとき
- (9) 参画事業者が登録された所在地に実在しないとき、または登録された連絡先に泉佐野市から連絡ができないとき
- (10) 参画事業者が利用者の不正行為に加担するなど、不適切な利用者への学校外教育サービス提供を行っているときと泉佐野市が判断したとき
- (11) 参画事業者の故意、過失の有無にかかわらず、「8 個人情報の保護等」に示す個人情報が第三者に提供、開示されもしくは漏洩する事故が生じたときと泉佐野市が判断したとき

- (12) 参画事業者が提供した学校外教育サービスにおいて事故等が発生し、利用者または第三者に重大な損害を与えたとき
- (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が参画事業者の中に存在すると判明したとき
- (14) 参画事業者（参画事業者の代表者その他参画事業者の経営に実質的に関与している代表者以外の個人を含む。）が、自らまたは第三者を利用して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて泉佐野市の信用を毀損し、または泉佐野市の業務を妨害したとき、その他これらに類する事態が生じたとき
- (15) その他、実施要綱及び本募集要項に違反したとき

■登録取消後の処理

参画事業者は、登録取消し後、ただちに、参画事業者の負担において参画事業者であることを前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止しなければなりません。また、登録取消し後に利用者より泉佐野市塾代等助成事業の利用の申し出があった場合には、これを拒絶するとともに、当該利用者に対して参画事業者としての登録が取り消された旨を告知しなければなりません。

6 参画事業者情報の公開

泉佐野市は、参画事業者の名称、登録教室名、教室所在地、連絡先、サービス内容、サービス費用等の情報を、書面またはホームページにおいて公開することができるものとします。

7 泉佐野市塾代等助成事業の留意事項について

- (1) 参画事業者が利用者に提供する学校外教育サービスは、利用者以外の児童・生徒に提供するサービスと同一の内容のみとします。
- (2) 参画事業者が利用者に提供する学校外教育サービスは、本事業の対象者のみを対象とするものではなく、広く利用者を募っていることが必要です。
- (3) 参画事業者が利用者に提供する学校外教育サービスに係る料金は、当該助成事業を利用しない児童・生徒に提供するサービスと同一の設定である必要があり、当該助成事業を利用する児童・生徒に対してのみ手数料等を上乘せすることは認められません。

8 泉佐野市塾代等助成事業の利用範囲

■泉佐野市塾代等助成事業で利用できる費用

(1) 学校外教育サービスにかかる月謝・その他学校外教育サービスの対価として支払う費用（ただし、教材・教具・備品・服装等の物品購入のみは、対象外とする。）

■泉佐野市塾代等助成事業で利用できない費用

- (1) 参画事業者以外の事業者を支払うべき費用
- (2) 学校外教育サービスを利用するために必要でない物品の費用
- (3) 参画事業者が提供したサービスの費用のうち、実施要綱または本募集要項が定める学校外教育サービス以外の費用
- (4) その他、泉佐野市が不相当と認める費用

9 泉佐野市塾代等助成事業の請求について

参画事業者は、利用者の利用実績を泉佐野市及び利用者へ報告するものとする。利用者は、参画事業者からの報告内容に異議がない場合は、この報告をもって泉佐野市へ塾代等を請求したものとみなします。

1 0 地位の譲渡・債権の譲渡の禁止

参画事業者は、参画事業者としての地位を第三者に譲渡したり、参画事業者の泉佐野市に対する債権を第三者に譲渡、質入等をしたりはできません。

1 1 個人情報の保護等

参画事業者は、次に定めるとおり、利用者等の個人情報を保護しなければなりません。

- (1) 参画事業者は、利用者への学校外教育サービス提供を行ううえで、知り得た利用者に関する個人情報を厳重に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、泉佐野市の書面による事前の同意を得ることなく第三者に提供、開示または漏洩してはなりません。
- (2) 個人情報を利用者へ学校外教育サービスを提供する目的以外の目的に利用してはならず、利用目的が終了次第、速やかに参画事業者の責任において当該個人情報を破棄または消去しなければなりません。
- (3) 参画事業者は、自らの責任において、個人情報を第三者に閲覧・改ざん・破壊されることがないように必要な措置を講じて保管、管理しなければなりません。
- (4) 参画事業者は、故意・過失の有無にかかわらず、個人情報が第三者に提供、開示され、もしくは漏洩する事故が生じた場合、または事故が生じた可能性がある場合、直ちにその旨を泉佐野市に報告しなければなりません。
- (5) 泉佐野市は、参画事業者に前項の事故が発生したと判断する合理的な理由がある場合、参画事業者に対して事故事実の有無、可能性の状況、その他の報告を求める等必要な調査を行うことができ、参画事業者はこれに応じなければなりません。
- (6) 参画事業者は、(4)の事故が発生した場合、その原因を詳細に調査のうえ、被害拡大の防止策及び有効かつ十分な再発防止策を講じるとともに、その内容を泉佐野市に報告しなければなりません。
- (7) (6)の調査及び再発防止策は、参画事業者の負担にて行うものとします。
- (8) 参画事業者の責に帰すべき事由により、(4)の事故が生じた結果、利用者、泉佐野市またはその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負います。
- (9) (1)から(8)にかかわらず、参画事業者は、個人情報の重要性に鑑み泉佐野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年泉佐野市条例第29号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失等の防止その他個人情報等の保護に必要な措置等を講じなければなりません。
- (10) 参画事業者は、自己の事業従事者その他関係者について、個人情報保護等の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければなりません。
- (11) ここに定める個人情報に関する義務は、本事業の終了後においてもその効力を有するものとします。

1 2 利用者との紛議等の解決

- (1) 参画事業者は、学校外教育サービスの内容、勧誘方法、広告方法、提供方法、その他の事由により利用者から苦情、要請、相談等があった場合、またはこれらにより利用者との間で紛議等が生じた場合、参画事業者の責任において、解決にあたらなければなりません。
- (2) 参画事業者の代表者もしくはその従業員等、その他参画事業者の関係者が割賦販売法、特定商取引法、消費者契約法、その他の法令、条例等に違反したとき、または行政、司法当局より指導、勧告、指示、命令、処分等を受けた場合、直ちにその旨を泉佐野市に報告しなければなりません。
- (3) 泉佐野市は、参画事業者に前項の事象等が発生したと判断する合理的な理由がある場合、参画事業者に対して事実の有無、可能性の状況、その他の報告を求める等必要な調査を行

うことができ、参画事業者はこれに応じなければなりません。

- (4) 参画事業者は、(2)の事象等が発生した場合、その原因を詳細に調査のうえ、被害拡大の防止策及び有効かつ十分な再発防止策を講じるとともに、その内容を泉佐野市に報告しなければなりません。
- (5) (4)の調査及び再発防止策は、参画事業者の負担にて行うものとします。
- (6) 参画事業者は、学校外教育サービスの提供において、事故等が発生し、利用者または第三者に損害を与えた場合、参画事業者の責任において解決するものとします。
- (7) (1)及び(6)の場合、泉佐野市は一切の責任を負わないものとします。

1.3 損害賠償責任

参画事業者が実施要綱、本募集要項に違反した結果、利用者、泉佐野市またはその他の第三者に損害が生じた場合、参画事業者は当該損害につき賠償する義務を負うものとします。